

兵庫県公報

平成20年3月31日 月曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

| 規 則 | ページ |
|---|-----|
| 健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則（健康生活部総務課）..... | 1 |
| 食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）..... | 3 |
| 兵庫県中央労働センター管理規則の一部を改正する規則（労政福祉課）..... | 4 |

公布された法令のあらまし

- 健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第16号）
使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、健康福祉事務所における食品検査料並びに健康環境科学研究センターにおける温泉分析試験料、理化学的検査料、生物学的検査料及び毒性試験検査料の限度額が引き上げられること等に伴い、物価上昇等を考慮して当該検査料及び試験料の額の適正化を図る等所要の整備を行うこととした。
- 食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第17号）
豆腐類製造業者及びめん類製造業者の自主的な衛生管理の向上を図るため、食の安全安心に資する工程として認定する食品の製造等を行う工程の区分に、豆腐類製造工程及びめん類製造工程を追加することとした。
- 兵庫県中央労働センター管理規則の一部を改正する規則（規則第18号）
兵庫県中央労働センターの開館時間の弾力的な運用を図るため、同施設の開館時間に係る規定について所要の整備を行うこととした。

規 則

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第16号

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 水質検査料の款金額の欄から結核健診診断料の款金額の欄までを次のように改める。

| | |
|-----------|---------|
| 1成分につき | 500円 |
| 1成分につき | 3,000円 |
| 1試料1成分につき | 5,500円 |
| 1成分増すごとに | 3,800円 |
| 1試料1成分につき | 8,000円 |
| 1成分増すごとに | 2,900円 |
| 1試料1成分につき | 10,000円 |
| 1成分増すごとに | 5,700円 |

| | |
|--------------|---------|
| 1 試料 1 成分につき | 10,000円 |
| 1 成分増すごとに | 6,800円 |
| 1 試料 1 成分につき | 10,000円 |
| 1 成分増すごとに | 6,700円 |
| 1 種目につき | 3,500円 |
| 1 試料につき | 5,000円 |
| 1 試料につき | 7,600円 |
| 1 成分につき | 2,400円 |
| 1 成分につき | 4,500円 |
| 1 種目につき | 3,200円 |
| 1 件につき | 1,500円 |
| 1 件につき | 490円 |
| 1 件につき | 980円 |
| 1 件につき | 300円 |

別表第1前各款に掲げる使用料及び手数料のほか、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表（以下「保険点数表」という。）に掲げる名称の使用料及び手数料の款中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に、「額の」を「額に」に改める。

別表第2金額の欄を次のように改める。

| 金額 | |
|--------------|---------|
| 1 成分につき | 500円 |
| 1 成分につき | 3,000円 |
| 1 試料 1 成分につき | 5,500円 |
| 1 成分増すごとに | 3,800円 |
| 1 試料 1 成分につき | 8,000円 |
| 1 成分増すごとに | 2,900円 |
| 1 試料 1 成分につき | 10,000円 |
| 1 成分増すごとに | 5,700円 |
| 1 試料 1 成分につき | 10,000円 |
| 1 成分増すごとに | 6,800円 |
| 1 試料 1 成分につき | 10,000円 |
| 1 成分増すごとに | 6,700円 |
| 1 種目につき | 3,500円 |
| 1 試料につき | 5,000円 |
| 1 試料につき | 7,600円 |
| 1 件につき | 28,100円 |

| | |
|---|----------|
| 1 件につき | 123,200円 |
| 1 成分につき | 2,400円 |
| 1 成分につき | 4,500円 |
| 1 件につき | 16,100円 |
| 1 件につき | 16,100円 |
| 1 件につき | 35,700円 |
| 1 成分につき | 2,400円 |
| 1 成分につき | 4,500円 |
| 1 成分につき | 3,100円 |
| 1 成分につき | 5,700円 |
| 1 件につき | 16,100円 |
| 1 成分につき | 38,600円 |
| 1 成分につき | 23,300円 |
| 1 成分につき | 18,200円 |
| 1 種目につき | 3,800円 |
| 1 種目につき | 4,100円 |
| 1 種目につき | 4,900円 |
| 1 件につき | 11,300円 |
| 1 種目につき | 44,900円 |
| 1 件につき | 12,100円 |
| 1 件につき | 51,700円 |
| 1 単位につき 保険点数表の例により算定した額に 100分の80を乗じて得た額(10円未満 の端数が生じたときは、切り捨てる。) | |

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第17号

食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

食の安全安心と食育に関する条例施行規則（平成18年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。
別表第1に次のように加える。

| | |
|--|---------|
| 9 豆腐類製造工程 食品衛生法に基づく豆腐製造業の許可を受けた施設において、豆腐の製造を行う工程（当該工程と一連の工程として認められる豆腐加工品の製造を行う工程を含む。） | 30,000円 |
| 10 めん類製造工程 めん類の製造を行う工程 | 30,000円 |

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

兵庫県中央労働センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第18号

兵庫県中央労働センター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県中央労働センター管理規則（昭和52年兵庫県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「9時から21時まで」を「中央労働センターの利用の状況等を勘案して、知事が定める時間」に改め、同条ただし書を削る。

第12条中「第2条第1項第2号」の右に「及び第3条」を加える。

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。